

# Administration Psychiatry

## 医療観察法制定から10年 —これからの展望—

平林 直次 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院第二精神診療部長／精神リハビリテーション部長

### はじめに

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は、対象となる精神障害者に、継続的かつ適切な医療を行うことにより、その社会復帰を促進することを目的として、2005年7月15日に施行された。本稿では、施行後10年間の現状を概括し、今後10年間において取り組むべき課題とその解決策について検討する。

### 医療観察法医療の現状

全国で2016年1月1日現在、指定入院医療機関は31施設、808床が整備された。また、指定通院医療

機関は、病院497、診療所60、薬局2,481、訪問看護ステーション241施設が指定された。2014年12月31日現在までの累積対象者総数は3,462名となり、その内訳は入院決定2,248名、通院決定495名となった<sup>1)</sup>。2010年、厚生労働省および法務省は、施行5年後の施行状況を有効に機能していると国会報告した。また、指定入院医療機関退院後、平均3年間の追跡調査が実施され、重大な他害行為の累積発生率は2.0%であり低値であることが明らかとなった<sup>2)</sup>。退院後の精神保健福祉法による入院率は、6ヵ月後16.2%、12ヵ月後33.8%であり、入院形態は自発的入院が過半数を占めていた。すなわち、医療観察法においては、多職種チームによる疾病教育や服薬心理教育に重点が置かれ、精神症

状のセルフモニタリングやクライシスプラン作成などを通して、アドヒアランスの向上と早期危機介入が実施され、重大な他害行為の累積発生率は低値に留まっていると推測された。

### 医療観察法医療の課題と今後の10年

指定入院医療機関の入院日数は、2015年7月15日現在、中央値779日であり入院日数は横ばいになりつつあるが、入院処遇ガイドラインで示された18ヵ月（547.5日）を超過している（図1）。また、施設間でばらつきが認められる。長期入院者の退院促進だけではなく、クロザピン処方促進、行動制限の最小化などを目的として、ピアレビューと呼ばれる厚生労働省による事業が行われてきた。本事業では、指定入院医療機関の多職種チームが相互の病棟を訪問し、助言や指導を行う。このような事業を継続実施し、課題の解決やさらなる医療の均てん化が必要である。

欧米圏においては、政府が司法精神医療に関する基礎的データを毎年公表している。わが国においては、厚生労働科学研究班により、司法精神医療に関する基礎的調査が

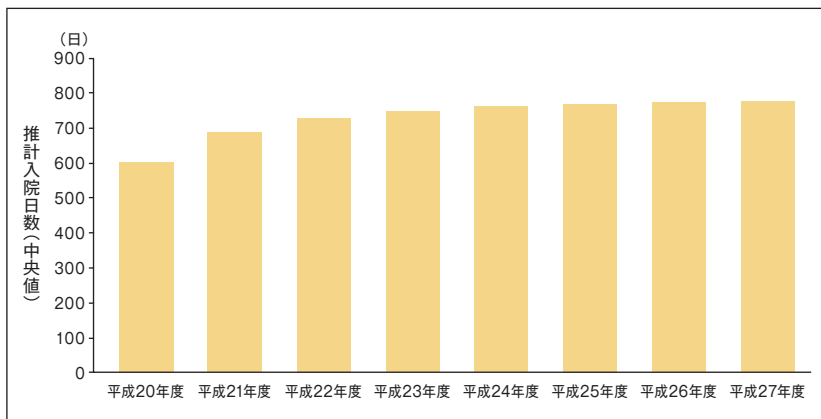


図1. 推計入院日数(中央値)の経年的変化